

## 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と黒石市（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号エに次のように加える。

(イ) 企業誘致活動の推進

a 取組の内容

地域の雇用確保及び経済の活性化を図るため、圏域市町村と立地に係る情報を共有し、圏域全体としての立地環境、魅力や強みを企業へ情報発信するなど、圏域一体となった企業誘致活動を展開する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

企業立地に係る圏域の情報を集約するとともに、圏域一体としての情報発信及び企業誘致のための取組を中心的に行う。

(b) 乙の役割

企業立地に係る情報を甲に提供するとともに、甲と連携して情報発信及び企業誘致のための取組を行う。

第3条第1号キに次のように加える。

(イ) カラス対策の連携

a 取組の内容

カラスによる被害を軽減するため、連携して被害状況、個体数等を調査し、及び検証するとともに、検証結果に基づき、広域的かつ効果的なカラス対策を検討し、及び実施する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

カラスによる被害調査及び生態調査を行うとともに、その調査結果に基づいた効果的なカラス対策のための取組を中心的に行う。

(b) 乙の役割

甲と連携してカラスによる被害調査及び生態調査を行うとともに、その調査結果に基づいた効果的なカラス対策のための取組を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市  
市長 葛西憲之

乙 黒石市大字市ノ町11番地1号  
黒石市  
市長 鳴海広道